

第十五回国会
衆議院

農 林 委 員 会 議 録 第 十 三 号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 野原 正勝君 理事 原 健三郎君

理事 平川 篤雄君 理事 足鹿 覺君

青木 正君 秋山 利恭君

小笠原八十雄君 高見 三郎君

中馬 辰猪君 松野 頼三君

金子與重郎君 高倉 定助君

高瀬 傳孝 中村 寅太郎君

川俣 清吉君 中村 英男君

出席政府委員

農林政務次官 松浦 東介君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

議員 松田 鐵藏君

農林技官(農林經濟局長) 江川 了君

局農林工業課長 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一号)

農山漁村電氣導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出、衆法第二号)

○坂田委員長 これより農林委員会を開会いたします。

まず農林漁業金融公庫法案を議題といたし、審査を進めます。

ただいま原健三郎君より本案に対する修正案が提出いたしました。その

内容はただいま各位のお手元にお配りいたしました通りであります。この際、本修正案について提出者の説明を求めます。原健三郎君。

農林漁業金融公庫法案の一部を次のように修正する。

第十八条第二項の別表の第八号の償還期限の欄中「五年」を「十五年」に改める。

○原(僞)委員 私はこの農林漁業金融公庫法案の一部を修正したいと思ふのであります。すなわち別表中の災害復旧のための融資に対して五箇年となつておりますが、それでは期間が短かく、ゆえにこれを十五箇年以内にしたい。それで第十八条第二項の別表の第八号の償還期限の欄の中に「五年」とあるのを「十五年」に改めるといふのであります。

○坂田委員長 これより修正案並びに原案を一括して討論に付します。青木正君。

○青木(正)委員 討論を省略して、ただちに採決願いたいと思ひますので、動議を提出いたします。

○坂田委員長 青木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 異議なしと認め、さう決しました。

これより採決いたします。まず原君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○坂田委員長 起立議員。よつて本案は可決せられました。

次にただいま可決せられました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○坂田委員長 起立議員。よつて本案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

なお足鹿君より本案に対する附帯決議の提案がされております。これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 本案が施行せられるにあたりまして、重要な二つの問題について附帯決議を提案したいと思ひます。各位の御賛成をいただきたいと思ふのであります。

案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に際し、次の措置を講ずべきものと認める。

一、主務大臣は、事業内容の健全な信用農業協同組合連合会について、これを農林漁業金融公庫の受託金融機関となり得るよう、農林漁業金融公庫法第十九条第一項並びに農業協同組合法第十条第六項の規定に従ひ、必要の措置を講ずること。

二、第三条第二項の従たる事務所は、当分の間これを設置せざること。

以上が附帯決議の案文であります。この理由につきましては、今日まで

の委員会の審議の経過等をお互いが考へました場合に、おのずからこの問題が出て来ると思ふのであります。第一、この問題につきましては、現在の農林漁業の融通特別会計の実情から押して考へてみても、あくまでも貸付の簡素化ということが最も重要な問題になると思ふのであります。しかるに従来の現状を見ますのに、たとえば協同組合関係の系統金融機関を通ずる場合をとつてみても、まず信連が単協から提出されたものの審査をす

る。それが地方の中金支所を経てさらに中金へ行く。そしていよいよ政府へ移つて最終的な決定を見るごとく、三段階、四段階の煩雑な手続を必要とし、さらにこれが適期にその貸付の決定が行われないために、せつかくの計画が実施上非常に支障を受けておる実情等もなしといふのであります。この点につきましては、各府県の信用農業協同組合の末端には、あくまでもその委託業務を代行せしめよという声が強固に強ひてあります。そういう意味をもちまして、貸付を簡素にし迅速にこれが行われるためには、なるべく将来段階を圧縮して農村の突情に即応するがごとく取扱ふことが妥当であると考えられるからであります。

第二の問題につきましては、農林漁業金融の場合において、今の農林漁業金融の基本的な機構なり、またそれに對する構想というものがなくして、ただ今までのものを次々と延長し、その結

果は、小銀行、信連、あるいは中金と

いうふうな、また今度の農林漁業金融公庫法に基く従来の事務所というふうな、このままの整理されない姿において窓口が急激にたくさんできるという

ことは必ずしも妥当でない。この点については、農林漁業金融公庫法の実施にあつても、将来すみやかに農林漁業金融の基本体系を整備して、今後の

完璧を期すべきだと思はれるのであります。そういう意味からでもあります。が、いろいろと理事会等における御懇談の結果、第二項をつけることが妥協であるという話合いになりましたので、第二項の点についてここへその趣旨を記載いたしましたのであります。何とぞ御賛成をいただきたいと思ひます。

○坂田委員長 これより採決いたします。ただいまの附帯決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さうつてただいまの附帯決議を付することに決しました。

なおお諮りいたします。本案に対する衆議院規則第八十六條の規定に基づく報告書の作成に關しては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さうとりはからいます。

○坂田委員長 次に農山漁村電氣導入促進法案を議題といたし、審査を進めます。本案に關し質疑または意見があ

る

第一類第九号

農林委員会議録第十三号

昭和二十七年十二月二十日

第一

れば発言を許します。

○高倉委員 この法案の第二条に「農業、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で政令で定めるもの」と書いてあるのですが、その法人でなく、ただ申合せの団体でも今までは貸付をしておつたようにすが、法人というのをどういうように解釈されるのですか、お伺いします。

○松田鐵藏君 これは法人というのは農業協同組合または漁業協同組合、電気利用協同組合、こうした組合をさしておるのであります。

○高倉委員 ところが今まで農業協同組合でなく、単に期成会というものをこしらえて、それに貸しておる。ところがそれは市町村においてこれに補助するところの決議をしているというところもある。こいつは今お答えのよう漁業組合あるいは農協、単協、そういうような連合会とか、そういうものでなく、いわゆる電化促進期成同盟会というやうなもの、これは法人じゃない。法人じゃないけれども貸しておるのだが、この法案を見るとそういうように限定されていると思うが、これはどういうわけか伺いたい。

○松田鐵藏君 高倉君はよく御承知のように農林特有の金融ですね、あの法律に適用した公共団体であります。この点を御了承願いたいと思います。今の期成会やそういうものではあの金を利用して法律になつておりませんので、この点を御了承願いたいと思います。

○松田鐵藏君 全然異なっておりません。高倉先生は感違ひされておるのであります。期成会でもつて融資を受けているところは、北海道庁から受けておるのはありませんが、農林省関係ではそういうのはないはずであります。

○高倉委員 そういふことはないと思ふ。そうすると期成同盟会というのは法人じゃないが、中金等から融資を受けているのは、これはそうでないのですか、あれは期成会というところの法人団体でなくやつておるはずですよ。

○松田鐵藏君 そういふことはないと思ひます。

○高倉委員 あとから調べましょう。それからお聞きしたいのはこの第九条の中に「農林大臣の認定を受けた上、政令の定めるところにより、通商産業大臣に裁定を求めることができる」とこれは電気事業者との協議のことですか、関係ですか「但し、認定を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない」というのと、「裁定は、公開による聴聞会を開いて」と云々であるのです。これは「申請があつた日から百二十日以内になされなければならぬ」というのですが、この期間というものはどういふものが根拠となつて定められたのかお聞きしたい。

○松田鐵藏君 これはどうかすべてを善意に解釈していただきたいと思ひます。そうして今まではすべてが通商産業大臣の監督の管轄内になつておるのであります。ところがこの法案によつて農林省が融資をする場合において、その回収というものが十分研究して行かなければならぬので、その監督もしなければならぬ。そういうことで農

林大臣がよく監督をしなければならぬのであります。そこでもう一つは、電氣を買つかたまたはつくとかいうとき、今までの配電会社との間にもしトラブルができるような場合においてのことを書いたものであつて、要するに一方的に配電会社の利益のみになるやうであつては、非常に弱い農民というものは困るので、そこで大きな力、すなわち農林大臣がその折衝に當つてくれる、こういうふうにして農民の利益のためにこういう法律事項をつくつておるのであります、この点を善意に御理解願ひたいと思ひます。

○坂田委員 ちよつと高倉君に申し上げますが、御意見の開陳は別としてして御質問をしていただきたいと思ひます。

○高倉委員 今の話はわかつておるのですが、二箇月というところと百二十日以内というものの根拠と申しまして、特別百日でなくて百二十日でなければならぬという根拠はございませぬ。ただこの趣旨は、なるべく早くこのことを処理したい、従ひましてなるべくこの期間も短い方がよろしいわけでございますが、農林省、通産省となおそのほか地方の通商産業局といったやうなところの連絡もいたしまするので、通常の慣例よりは多少日にちは延びております。そういう関係でお聞きのように見えておるわけでありませぬ。趣旨はなるべく早く処理したい、こういうやうに私も拝見いたしております。

○高倉委員 それからこの附則の利率及び償還期限、据置期間の問題であります。これが今度はずつと利率が安くなるのでありますが、この前に借りたものが、八分とかこういうものが書いてございまして、この法案が通つたあかつきに下げてやるといふことにならるわけですかお聞きしたい。

○松田鐵藏君 その通りであります。前に借りたもので、その利率のついておるものはこの法案が通過すればこれに準ずるやうにしております。

○足鹿委員 一つか二つお伺ひしたいのです。第五条ですが、開拓地に対する補助の問題であります。これは去年ですか予算が通りまして、あれでは非常に不十分だといふことは当局もよくお認めになつておると思ひますが、こういう機会に特に無電燈部落、これは北海道が多いように聞いております、次いで開拓地であらうと思ひますが、この内容なり当局の補助率、予算、そういうやうな問題について何か新しい御構想があるかどうかその点をお伺ひしたい。

○松田鐵藏君 御承知のように、全国の半分は北海道であります。未点燈部落も開拓者も電氣に對してはほとんど同じくらい不便を感じておるのであります。開拓者に対しては特別に補助をやつておるのであります。この点をあまり強く持つて行くところの事項が削られるおそれがあつたので、技術的に本年はそのまゝにしてあります。皆様方提案者でありますから、来年は皆様方と協力してうんとこいつはとつてやりたいというやうに考えておるもので、今のところはそのままにそつとし

ておるやうな状態でありまして、この点御了承願ひたいと思ひます。

○坂田委員 本案に關し他に御質疑はございませぬか。御質疑他になきものと認めまして、本案に關する質疑はこれをもつて終局といたします。

午後十一時五十二分休憩

午後二時十五分開議

○坂田委員 午前中に引続き會議を開きます。

農山漁村電氣導入促進法案を議題といたし、審議を進めます。

午前の會議において質疑を終局いたしましたので、この際討論を省略してただちに採決したいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員 御異議なしと認め、これより採決いたします。

本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員 御異議なしと認め、可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

○坂田委員 次にこの機會にお諮りいたしたいことがあります。肥料に關する小委員長より、先般來肥料小委員会において肥料の需要者側並びに生産者側よりそれぞれ参考人の出席を得

て、最近肥料事情につきまして懇談を
続けておりましたが、引き続き次回の委
員会において、主として学識経験者よ
り意見を求めることにいたしたいか
ら、しかるべくとりはからわれないと
の御要求がありました。これを許すに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

なお参考人の選定につきましては、
委員長及び小委員長に御一任願いたい
と思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

次会は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後二時十七分散会

〔参照〕

農林漁業金融公庫法案（野原正勝君
外五十六名提出）に関する報告書
農山漁村電気導入促進法案松田鐵藏
君外六十二名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年一月七日印刷

昭和二十八年一月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局